

[事案 2024-182] 新契約無効請求

・令和7年8月21日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-183] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年1月に組立型保険(契約①)を契約し、同年10月に組立型保険(契約②)を契約した後、平成29年7月に契約①を組立型保険(契約③)に転換し、令和3年7月に契約③を組立型保険(契約④)に転換した。その後、令和4年4月に組立型保険(契約⑤)を契約し、同年12月に組立型保険(契約⑥)を契約した。また他に、令和4年4月に自分の子を被保険者として2件の組立型保険(契約⑦⑧)を契約した。しかし、すべての契約を無効として、既払込保険料から募集人から自分の配偶者に振り込まれた9万円を控除した金額を返還してほしい。

- (1) 契約①②③④⑤⑥については、募集人からの説明が一方的で理解が難しいものであり、対面で契約した記憶も署名をした記憶もない。
- (2) 契約⑦⑧については、募集人から名義貸しを依頼されて契約した。契約⑦⑧および申立外契約の保険料として、募集人から自分の配偶者に3回に分けて合計9万円が振り込まれた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、いずれも申立人の意向を踏まえて募集人が提案・設計し、申立人に対して説明をして、申立人自身が締結したものである。
- (2) 契約⑦⑧についても、申立人自身が契約したものであって、募集人が申立人に名義貸しを依頼したものではない。募集人が申立人配偶者に対して合計9万円を交付しているのは、生活支援のための貸付であって、保険料の負担ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は事情聴取において、募集時に募集人とはほとんど電話でしか話しておらず、面談をして説明されたことはほとんどない旨を述べている。このことからすると、契約についての説明が十分になされておらず、申立人の意向把握も十分になされていなかった可能性があるものと考えられる。
- (2) 申立人の家族の保険加入状況は、最も多い時には申立外契約も含めて合計で6件、支払保険料の合計が月額約6万円にもなっており、募集人は令和4年4月に申立人配偶者に生活支援の趣旨で金員を貸し付けたと主張しているが、同月に申立人に契約⑤⑦⑧を契約させ

ている。また、契約⑤⑥⑦⑧および申立外契約は、令和5年7月から11月にかけて保険料未収で解除となっており、申立人や申立人配偶者にとって、保険料が過大な負担であったことが推認され、申立人にとって適合性があったのかという点について疑問が残る。

- (3) 募集人は、申立人配偶者に生活資金を貸し付けたと主張しているが、募集人が契約者に金員を貸し付けるということは通常は考えにくいものであり、そもそも募集人として不適切な行為であると言える。また、募集人の陳述書によれば、申立人の家計に余裕が出てきたため、令和4年4月に契約⑤⑦⑧を契約したとしているが、同月に募集人が申立人配偶者に生活資金として3万円を貸し付けており、陳述書に記載された経緯は不合理な内容であると言わざるを得ず、契約⑦⑧が募集人から名義貸しを依頼されて締結されたものである可能性も否定できない。
- (4) 以上の疑問点について、募集人の事情聴取により確認する必要があったため、保険会社に対して募集人の事情聴取を要請したが、募集人が体調不良等の理由により実施することができなかった。そのため、本件の経緯を明らかにすることができず、募集行為が不適切であった可能性は否定できない。